

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>ブルセラ症診断用抗原固相化酵素抗体反応キット</u></p> <p>（略）</p> <p>付記1～4 （略）</p> <p>付記5 交差反応試験血清1</p> <p>抗ブルセラ抗体陰性牛を、牛伝染性気管支炎ウイルス、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、牛RSウイルス、牛流行熱ウイルス、牛アデノウイルス7型及び牛パラインフルエンザ3型ウイルスを含むワクチンで免疫し、それぞれのウイルスに対して一定以上の中和抗体価を有していることを確認後に得られた血清</p> <p>付記6・7 （略）</p>	<p>診断液の部</p> <p style="text-align: center;"><u>ブルセラ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット</u></p> <p>（略）</p> <p>付記1～4 （略）</p> <p>付記5 交差反応試験血清1</p> <p>抗ブルセラ抗体陰性牛を、牛伝染性気管支炎ウイルス、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、牛RSウイルス、牛流行熱ウイルス、牛アデノウイルス7型及び牛パラインフルエンザ3型ウイルスを含むワクチンで免疫し、それぞれのウイルスに対して一定以上の中和抗体価を有していることを確認後に得られた血清</p> <p>付記6・7 （略）</p>